

eLTAX 又は光ディスクによる給与支払報告書の提出義務について

- ▶ 市へ提出する「給与支払報告書」については、前々年における「給与所得の源泉徴収票」の税務署へ提出した枚数が100枚以上であるときは、e-Tax 又は光ディスク等の電子的方法による提出が義務付けられています。また、令和9年からは前々年における「給与所得の源泉徴収票」の税務署へ提出した枚数が30枚以上となった方は、e-Tax 又は光ディスク等の電子的方法による提出が義務付けられています。

令和6年に税務署へ提出した令和5年分の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が

100枚以上 → eLTAX 又は光ディスクにより提出

給与支払報告書をeLTAX又は光ディスクで提出する方法

給与支払報告書を電子提出する場合の手続は次のとおりです。

1 eLTAXで提出する場合 ※eLTAXは地方公共団体が共同で運営するシステムです。

- ▶ 事前にeLTAX（地方税ポータルシステム）に登録することにより、インターネットを通じて、給与支払報告書等を提出することができます。
- ▶ 利用に当たっては、eLTAXホームページの利用案内に従ってください。
- <eLTAX利用のメリット>
- ▶ 地方税の申告、申請、納税などの手続は、提出先の地方公共団体ごとに書類を作成し郵送する必要がありました。eLTAXにより一括して送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けられ送信されます。

2 光ディスクを用いて提出する場合

- ▶ 提出可能な光ディスクの種類について

CD-R 又は DVD-R

- ※ 「給与支払報告書の光ディスクによる提出承認申請書」の提出は不要です。
※ 詳しくは、市ホームページ「給与支払報告書を光ディスクにより提出する場合の手続き」(<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>)を確認してください。

給与支払報告書の提出期限は

令和8(2026)年2月2日(月)です。

期限内の提出に御協力をお願いします。



©みるひい 那須塩原市



<番号法施行に基づく総括表の提出時の本人確認について>

給与支払報告書総括表には、マイナンバー（個人番号・法人番号）を記載してください。その上で、個人事業主の方に関しては、

給与支払報告書提出の際に、事業主御自身の本人確認書類を提出又は提示する必要があります。（法人は不要です。）

※個人別明細書に記載した従業員の個人番号については、本人確認書類は必要ありません。

提出方法	番号確認	身元確認	
eLTAXで提出	確認書類の提出は不要です。		
(1) 本人が 窓口で提出	番号確認	身元確認	
	以下のうち、いずれか1つ ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し	以下のうち、いずれか1つ ・マイナンバーカード・那須塩原市の総括表（フレ印字済） ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート・身体障害者手帳・在留カード	
(2) 代理人が 窓口で提出	代理権確認書類 ①税理士：税務代理権限証書 ②法定代理人の場合：戸籍謄本等 ③法定代理人以外：委任状	代理人の身元確認 ①税理士：税理士証票 ②税理士以外（いずれか1つ） ・運転免許証・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート・身体障害者手帳・在留カード	申告者本人の番号確認 以下のうち、いずれか1つ ・マイナンバーカード（コピー可） ・個人番号通知カード（コピー可） ・個人番号が記載された住民票の写し
(3) 郵送で 提出	(1)、(2)の該当書類の写しを添付して送付してください。 ※那須塩原市作成の総括表（フレ印字済）は申告者本人の身元確認書類になります。 ※提出された身元確認書類等は返却しませんので、必ず写しを送付してください。		